
組合理事および理事長選挙執行規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 理事及び理事長の選挙に関しては、法令および規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 選 挙 期 日

(理事選挙)

第2条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人の確定後直ちに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、その日以後14日以内に行うことができる。この場合においては、理事長は、選挙の期日を定めなければならない。

(選挙の管理)

第3条 理事長は、選挙の期日前に、投票、開票の日時及び選挙会場並びに選挙すべき理事の数を公告し、選挙又は選定された議員がその旨を確認することができるようにしなければならない。

第3章 選 挙 会

(選挙長)

第4条 選挙長は、理事長をもって充てる。

2 理事長に故障があるときは、規約第38条の規定により理事長の職務を行う者をもって充てる。

(選挙立会人)

第5条 選挙長は、選定議員及び互選議員の中から、それぞれ1名の選挙立会人を指名しなければならない。

(立候補の届出等)

第6条 理事の候補者となろうとする者は、選挙日に組合会議員選挙執行規程第2号様式に準じて作成した立候補届出書により、選挙長に届け出なければならない。

2 第2条ただし書きの特別の事情がある場合には、理事の候補者となろうとする者は、選挙期日を定めた日から、選挙の期日前2日までに、前条の届出を選挙長に届け出なければならない。

3 前2条の届出を受理した選挙長は、届出書の余白に受理の年月日を記載し、その旨公告しなければならない。

4 理事候補者が、選挙すべき理事の定数を超える場合又は選挙すべき理事の定数に満たな

い場合は、投票を行わなければならない。

第4章 投票

(投票)

第7条 投票用紙は、選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。

- 2 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人（理事候補者が選挙すべき理事の定数を超える場合は理事候補者、理事候補者が選挙すべき理事の定数に満たない場合は理事候補者以外の者）1名（ただし、理事候補者が選挙すべき理事の定数を満たさない場合は、満たさない人数）の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。
- 3 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。
- 4 選挙人がやむを得ない事由により、選挙の当日自ら選挙会場に行き投票することができない場合においては、あらかじめ選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票用紙に自ら被選挙人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封印し、更にこれを他の封筒に入れ封印し、その裏面に署名しかつ投票用紙在中の旨を明記して、開票する時刻までに到達するよう選挙長に送付しなければならない。
- 5 投票用紙及び郵便をもって投票に用いる投票用封筒は、組合会議員選挙執行規程第4号様式に準じて作成するものとする。

(投票の点検)

第8条 投票が終わったときは、選挙長は直ちに選挙立会人とともに投票を点検しなければならない。

(投票の効力)

第9条 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定することによって生ずる。

(無効投票)

第10条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 補欠選挙又は増員選挙ならびに再選挙の場合において、現に理事の職にある者の氏名を記載したもの。
- (3) 一投票中に1人以上の被選挙人の氏名を記載したもの。
- (4) 互選人でない者の氏名を記載したもの。
- (5) 被選挙人の何人を記載したか確認し難いもの。
- (6) 被選挙人の氏名を自署しないもの。
- (7) 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの。但し職場の地位、住所又は敬称を記載したものはこの限りでない。
- (8) 開票時刻以後における投票又は投票の到達したもの。

第5章 当選人

(当選人)

第11条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 得票数が同じであるときは、くじで定める。

(無投票当選)

第12条 規約第28条第1項ただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を公告しなければならない。

2 前項の場合において、選挙長は、理事候補者を当選人と定めなければならない。

(当選人の告知)

第13条 当選人が決定したときは、選挙長は直ちにその旨を告知しなければならない。

2 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から3日以内にその旨を選挙長に申し出なければならない。

(再選挙)

第14条 選挙すべき理事の数に足る当選人をえることができなかつたときは、その不足の員数について、更に選挙を行う。

(繰上補充)

第15条 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権がなくなつたとき又は死亡者であつたときは、得票者で当選人とならなかつた者の中から当選人を定めなければならない。

(補欠選挙及び増員選挙)

第16条 理事の欠員につき、前条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、理事長は選挙の期日を定めて通知し、補欠選挙を行わなければならない。

(選挙録)

第17条 選挙長は選挙録を作り、選挙に関するてん末を記載、選挙立会人とともに署名しなければならない。

2 前項の選挙録は、組合会議員選挙執行規程第6号様式に準じて作成し、組合事務所においてその選挙にかかる理事の任期期間保存しなければならない。

第5章 理 事 長 選 挙

(理事長選挙)

第18条 理事の当選人が確定したときは直ちに理事長の選挙を行う。

2 前項の選挙長は、選定議員により互選された理事（理事長候補者を除く）の中から理事が選挙する。

3 第3条から前条までの規定は、第4条第1項及び第2項の規定を除き理事長の選挙の場合にこれを準用する。

附 則

この規程は、昭和37年4月1日から施行する。
この規程の変更は、令和3年4月1日から施行する。